

重要事項説明書

《医療保険》

令和 年 月 日

1. 訪問看護ステーションの概要

(1) 指定事業所名及び所在地、指定事業番号

所 在 地	千葉県鴨川市宮山233番地
事業所名	鴨川市国保訪問看護ステーション
電話番号	04-7097-1435
介護保険指定事業者番号	千葉県 1263990033
サービスを提供する地域	鴨川市・富津市・南房総市・君津市・鋸南町

(2) サービス提供時間帯

月 曜 日 ～ 金 曜 日	午前8時30分～午後5時15分
---------------	-----------------

*ただし、国民の祝日・年末年始（12月29日～1月3日）を除く

2. サービスの利用方法

(1) かかりつけ医師または訪問看護ステーション・居宅介護支援事業者にご相談いただいた後、サービス内容・訪問回数などを事前に話し合ったうえで、鴨川市国保訪問看護ステーション利用契約書（以下「利用契約書」といいます。）、並びに重要事項説明書の説明を行い、契約の締結後サービスの提供を開始いたします。

(2) サービスの内容

- ・病状の観察（体温、脈拍、呼吸、血圧など）
- ・身体の清潔（清潔、入浴介助）
- ・内服管理
- ・緊急時の対応
- ・栄養管理
- ・水分管理
- ・排泄のお世話
- ・褥瘡（床ずれ）の予防、処置
- ・リハビリ訓練
- ・褥瘡ケア
- ・カテーテル管理（胃瘻・膀胱・気切）
- ・酸素管理
- ・点滴
- ・医療処置
- ・医師の指示内容
- ・その他、看護・介護指導など

*利用者の病状などによりサービス内容、訪問回数の変更を行う場合もあります。

(3) サービスの終了

利用契約書第8条各項各号のいずれかに該当する場合。

3. 緊急時の対応方法

鴨川市国保訪問看護ステーションにご連絡ください。 電話：04-7097-1435

＊上記の電話につながらない時は、国保病院へ電話をお願いします。

鴨川市立国保病院 電話：04-7097-1221

病院名 連絡先	
(主治医)	医師：

4. 相談、要望、苦情窓口は下記までご連絡ください。

鴨川市国保訪問看護ステーション 電話：04-7097-1435

管理者 池田 純

5. 虐待の防止について

当事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	管理者 ・ 池田 純
-------------	------------

(2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

(3) 虐待防止のための指針の整備をしています。

(4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

(5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

6. 衛生管理等

(1) 看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。

(2) 指定訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

(3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

7. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

8. 訪問看護サービスに際してのお願い

- (1) お茶やお菓子など、お心付けは一切不要です。
- (2) 訪問の際はペットをゲージに入れる、リードにつなぐなどの配慮をお願いします。
- (3) ハラスメント行為などにより、健全な信頼関係を築くことができないと判断した場合は、サービスの中止や契約を解除させていただく事もあります。

9. サービス利用に関しての禁止事項

- (1) サービス従業者に対して行う暴言・暴力・いやがらせ・誹謗中傷などの迷惑行為
- (2) パワーハラスメント・セクシャルハラスメント・カスタマーハラスメントなどの行為
- (3) サービス利用中にサービス従事者の写真や動画撮影・録音などを無断で SNS などに掲載すること

10. その他

- (1) 衛生材料などが必要な際にはご相談させていただきます。 例) ガーゼなど
- (2) ご自宅での点滴・採血などの実施について、訪問看護の利用料金とは別に、指示された医師の医療機関でのお支払いが発生します。
- (3) 下記の件をご相談させていただく場合があります。
 - ・ 予定訪問日や時間の変更、駐車場について、お手洗いなど
 - ・ 当訪問看護ステーションは看護学生の実習を受け入れております。

1 1. 料金について

基本料金は下記のとおりです。

この基本料金に介護保険の個人負担率をかけた金額が自己負担額となります。

所要時間による料金明細		基本料金（１０割）
看護師・理学療法士による訪問		
訪問看護基本療養費（週３日まで）		５，５５０円／日
訪問看護基本療養費（週４日目以降）		６，５５０円／日
訪問看護管理療養費（機能強化型以外） 月の初日		７，６７０円／月
訪問看護管理療養費 １ ２日目以降		３，０００円／日
早朝・夜間加算（６時～８時・１８時～２２時）		２，１００円
深夜加算（２２時～６時）		４，２００円
２４時間対応体制加算 ＊緊急時の訪問を希望される場合		６，８００円／月
複数名訪問看護加算（週１回）		４，５００円／週
難病等複数回訪問加算	１日２回の訪問	４，５００円／回
	１日３回以上の訪問	８，０００円／回

保険適用基本料金明細 (病状やサービス内容により加算されるものです。)		基本料金（１０割）
特別管理加算Ⅰ (月に１回)	①在宅麻薬等注射指導管理料・在宅腫瘍化学療法注射指導管理料・在宅強心剤持続投与指導管理料を算定している方 ②気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態の方。	５，０００円／月
特別管理加算Ⅱ (月に１回)	①在宅酸素療法、在宅中心静脈栄養法、在宅成分栄養経管栄養法、在宅自己導尿などの管理指導を受けている方 ②人工肛門、人工膀胱を設置している方 ③真皮を越える褥瘡の状態の方 ④在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している方	２，５００円／月
専門管理加算（月に１回） ＊専門的な研修を受けた看護師が計画的な管理を行った場合 (緩和ケア、褥瘡ケア、人工膀胱ケア、人工肛門ケアなど)		２，５００円／月
訪問看護医療 DX 情報活用加算（月に１回） ＊居宅同意取得型のオンライン資格確認システムを通じて、利用者の 診療情報を取得し、質の高い医療を提供すること		５０円／月
長時間訪問看護（週１回） ＊厚生労働大臣が定める特別な状態にある人 ＊１時間３０分以上の訪問になったとき		５，２００円／週

保険適用基本料金明細 (病状やサービス内容により加算されるものです。)	基本料金 (10割)
退院時共同指導加算 *退院に向けての共同指導を行った場合	8,000円
退院支援指導加算 *退院した当日の訪問	6,000円
訪問看護ターミナルケア療養費	25,000円

医療保険適用外 (実費)	基本料金
交通費 (1回の訪問につき)	100円/回
死後の処置料 (エンゼルケア)	5,500円
浴衣代	3,300円

ただし、介護保険適用の場合であっても、保険料の滞納などにより法的代理受領ができなくなる場合があります。その場合は一旦、基本料の料金をお支払いいただき、その際にサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を住所地の市町村の担当窓口に提出しますと、差額の払い戻し（還付）をうけることができます。

訪問看護の提供開始にあたり、利用者に対して利用契約書及び重要事項説明書に基づいて、重要な事項の説明をいたしました。

氏 名： 池田 純 印

私は、利用契約書及び重要事項説明書に基づき、事業者から訪問看護について重要な事項の説明を受けました。

氏 名： _____ 印 _____

氏 名： _____ 印 _____
(続柄 _____)